

諮問番号：令和３年度 諮問第３号

答申番号：令和３年度 答申第５号

答 申 書

第１ 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第２ 主張の要旨

１ 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 本来、行政による処分は、将来における適正な状況への改善等につながるものであるところ、処分庁が令和２年１２月１４日付け札幌施管第１１２２号により行った札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成４年条例第６７号。以下「条例」という。）第５０条に基づく過料処分（以下「本件処分」という。）における環境局環境事業部総務課労務係（以下「労務係」という。）の事情聴取は、一方的で請求人の報告を無視したものであり、現状改善に努めなかった結果、いまだに廃棄物の重量を確定することなく、投入ステージ１番から廃棄物をごみピット内に投棄する業務をさせられている請求人は、当該業務を強いられる度に過料を支払い続けなければならないこととなり、現状の職場改善を目的としない本件処分に納得できない。
- (2) 請求人が認めた事実は、ごみピット内に投棄したこと及び重量を測定しなかったことに関してのみである。今回処理した廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）は、収集又は搬入をされていない○清掃工場（以下「本件工場」という。）内にあった物であり、条例第４６条及び別表１の規定が適用される廃棄物ではない。
- (3) 異動した職員の私物が保管されていた場所を業務で使用するために当該私物を処分する作業が業務とみなされないことに納得ができない。廃棄物の種類により業務として認められないのであれば、清掃工場から排出される廃棄物の処理について指針やガイドラインを示すべきである。
- (4) 許可を受けずに他人の廃棄物を排出者本人に代わって搬入することは、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に違反するにもかかわらず、請求人に本件廃棄物に係る焼却手数料の納付義務があるとの判断は、法を犯すことを促している。

(5) これまで清掃工場内の様々な廃棄物は業務により処分されているのであり、また、過去に清掃工場の職員が家庭ごみを清掃工場に持ち込んだ際には、当該職員に過料処分は科されておらず、本件処分は平等原則・公平原則に反している。

(6) 処分庁ではない労務係が請求人に事情聴取を行うのは不当であり、また、本件工場における事情聴取も、虚偽の話をういており、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）にも則っていないものである。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

(1) 清掃工場等の処理施設に家庭ごみを搬入する場合、当該施設内において必要な手続や確認等を行う必要があるが、請求人は、これらの手続や確認等を行わず、受入時間外に私物を持ち込み、ごみピット（一時的にごみを貯留する場所をいう。以下同じ。）に投棄しており、正当な理由なく焼却手数料の納付を行っていないことから、過料処分の対象となるものである。

(2) 本件廃棄物の重量は不明であるものの、請求人が供述した内容や運搬に使用された車両の最大積載荷重を基に積算したところ、請求人に科される過料額は〇円となり、本件処分は条例の規定に従って行われたものである。

(3) 仮に異動した職員の私物が清掃工場に保管されていたとしても、その私物は家庭生活に伴って生じたものであるから、条例の規定に従い、焼却手数料の徴収が必要であり、札幌市の処理責任として自らの清掃工場で処理を業務として行えるものではない。

第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和 2 年 6 月 9 日、本件工場に勤務する請求人は、本件工場のごみの受入時間外である 18 時 30 分頃に、計量所での受付・確認、投棄場所における本件工場の職員による立会確認、廃棄物の計量、焼却手数料の納付等の正式な手続を経ずに、請求人が私用で運転する軽トラックで投入ステージ（収集したごみを

ごみピットに投入する場所をいう。以下同じ。)に侵入し、1番扉からごみピット内に本件廃棄物を投棄した。

イ 同日、本件工場のごみ焼却設備運転業務を受託している○(以下「受託者」という。)は、運転監視中に前記アの状況を確認したことから、受託者の職員に対し、確認のため現地に向かうよう指示した。

当該職員が現地に向かったところ、請求人が現地で軽トラックの荷台を清掃していることを確認し、声掛けを行った。そして、請求人が投入ステージから退場した後、受託者は、請求人がごみピット内に投棄した本件廃棄物について、ごみクレーンで動かさないなどの状況保存を行い、翌朝、本件工場の担当職員に対し、報告を行った。

当該担当職員は、ごみクレーン操作室から、本件廃棄物があると思われる場所付近に、木製の整理棚、園芸用竹竿^{ざお}を束ねたもの、アルミサッシ、材質が不明であるが棒状のもののほか、段ボール及びビニール袋にこん包されたものが投棄されていることを確認した。

ウ 令和2年6月15日、本件工場の工場長らによる事情聴取において、請求人は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震で被害を受けた自宅の建材や、その後の補修工事で生じた自宅のごみを持ち込んで処分したと供述し、本件廃棄物は、棚、廃材、石こうボードなど軽トラックの荷台のあおり一杯程度で、投入ステージの1番扉から投棄したことを認めたが、前記イのアルミサッシを投棄したことについての言及はなかった。

エ 令和2年6月29日及び7月21日、環境局環境事業部総務課長らによる事情聴取において、請求人は、本件廃棄物を投棄した事実は認めたものの、自宅から出たごみであることを否定し、本件廃棄物は本件工場から異動した職員のもので、平成25年頃から本件工場内の倉庫に保管されていたが、当該保管場所を業務上使用する必要が生じたことから、当該職員の了解を得て投棄したと説明し、本件廃棄物は本件工場のごみに当たると認識していると供述した。

また、請求人は、本件廃棄物は子供のおもちゃ、棚及び園芸用竹竿で、軽トラックの荷台のあおり一杯程度のものを投棄した事実は認めたが、アルミサッシを投棄したことは否定した。

オ 令和2年10月13日、処分庁は、請求人に対し、地方自治法(昭和22年法

律第 67 号) 第 255 条の 3 の規定に基づき、弁明の機会を付与することとして、札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号。以下「手続条例」という。）第 28 条各号に定める事項（予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項等）を通知した。

カ 令和 2 年 10 月 26 日、請求人は、処分庁に対し、弁明書を提出した。

キ 令和 2 年 12 月 14 日、処分庁は、請求人に対し、過料〇円を科すこととし、本件処分を行った。

ク 令和 2 年 12 月 17 日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 判断

ア 請求人がごみピット内に投棄した本件廃棄物が、仮に収集、搬入をされずに本件工場内にあったものであったとしても、焼却によって処分を行う以上、条例の規定に基づく焼却手数料の対象になるものと考えられる。

イ 請求人が投棄した本件廃棄物について、仮に請求人が主張するように異動した職員の私物であったとしても、当該私物が一般的には家庭生活に伴って生じたと考えられるものである以上、清掃工場の運営管理業務で生じた廃棄物には該当せず、請求人が、私用で運転する車両で運搬し、業務時間外に投棄した事実を踏まえると、業務として命じられて投棄したものとは認められない。

ウ 処分庁が本件処分の過料の額を〇円と決定したことについて、請求人が供述した内容や運搬に使用された車両の最大積載荷重を基に積算の上、地方自治法及び条例の規定に基づき行われたものであり、また、当該過料が、地方公共団体の条例違反に対する秩序罰としての性格を有するものであることを踏まえると、処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

エ 本件処分においては、処分庁は、請求人に対し、地方自治法及び手続条例の規定に基づき、過料の処分に係る告知を行うとともに、弁明の機会を付与していることから、本件処分の手続に違法又は不当はない。

オ 清掃工場に勤務する請求人においては、業務に関係のない廃棄物を正式な手続を経ずに投棄することが条例違反となることについて、当然了知していることである。

カ 本件処分に係る通知書の文面は、処分庁が請求人に対し、法の規定に違反して他人の廃棄物を許可なく搬入することを促している趣旨とは到底読み取れ

ない。

キ 本件処分自体に違法又は不当な点はなく、社会通念上著しく妥当を欠くものとは認められないことから、本件処分が平等原則・公平原則に反するとの請求人の主張を採用することはできない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年又は令和3年）

12月23日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
1月28日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
3月3日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
3月22日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3月29日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和3年）

5月12日	審査庁が、本審査会に諮問
6月7日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
9月16日	第1回調査審議（令和3年度第4回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

法は、廃棄物について、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等を「産業廃棄物」（法第2条第2項）と、産業廃棄物以外の廃棄物を「一般廃棄物」（同条第4項）とそれぞれ定義するとともに、事業者に対し、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第3条第1項）とその責務を定めている。

また、札幌市においては、条例において、法第3条第1項と同様の事業者の責務を定めるほか、一般廃棄物について、事業活動に伴って生じたものを「事業系一般廃棄

物」(条例第2条第2項第2号)、一般家庭の日常生活に伴って生じたものを「家庭廃棄物」(同項第3号)とそれぞれ定義し、家庭廃棄物については規則で定めるものを除き札幌市が処理するものとし(条例第30条第1項)、事業系一般廃棄物については特に必要と認めるときに札幌市が収集、運搬又は処分を行うものとしている(同条第2項)。

そして、条例第30条の規定により札幌市が一般廃棄物の処理をする場合で条例別表1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表に定める手数料を徴収すると定め(条例第46条第1項)、同表においては、清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分するときは焼却手数料の徴収対象となり、その額は10キログラムにつき200円と定められている。

焼却手数料の徴収方法については、規則で定めるとされ(条例第46条第2項)、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(平成5年規則第9号)第21条第4項において、処分の都度処理施設において徴収するものとする定められている。

これらの定めを受けて、清掃工場等に一般廃棄物等を搬入する際の受入れ及び焼却手数料等の徴収等の事務の取扱いを定めるため、札幌市自己搬入ごみ取扱要綱(昭和52年10月1日施行。以下「要綱」という。)を定め、清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者は清掃工場長にごみ搬入申込書を提出し、清掃工場長は廃棄物の受入基準の適否に係る確認、重量の計算等を行うことを定めている(要綱第4条第4号及び第5条)。

また、清掃工場等に搬入される廃棄物の重量の計算の方法については、要綱第7条において、清掃工場等の計量器により原則として往復計量により行うものと定め、具体的には、計量所での受付時に搬入に用いる車両の重量を計量し、投棄場所で当該廃棄物を投棄した後に当該車両の重量を再度計量し、その差を当該廃棄物の重量とすることとしている。

ところで、この焼却手数料は、地方自治法第227条に規定する手数料であり、同法第228条第3項において、詐欺その他不正の行為によりその徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を条例に設けることができることされており、この過料は、手数料等の徴収の秩序維持を目的とした行政上の秩序罰であると解されている。

札幌市では、これらの規定を受け、条例第 50 条において、詐欺その他不正の行為により、条例に定める手数料の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科することを定めている。

そして、普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、地方自治法第 255 条の 3 において、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならないこととされており、弁明の機会の付与に関しては、手続条例第 27 条から第 29 条までにおいて定められている。

そこで、本件について見ると、請求人が令和 2 年 6 月 9 日 18 時 30 分頃に本件工場において、要綱に定められた手続を経ることなく、投入ステージの 1 番扉から本件廃棄物をごみピット内に投棄した事実は請求人も認めるところではあるが、このことについて請求人は、本件廃棄物は異動した職員の私物であり、当該私物を保管していた本件工場内の場所を業務上使用する必要が生じたため、当該職員の同意を得て投棄したのであるから、これは業務上の行為に当たるため焼却手数料は発生せず、条例第 50 条に定める過料の要件に該当しないものであると主張している。

本件廃棄物について、請求人は、令和 2 年 6 月 15 日に行われた事情聴取においては請求人の自宅の建材等であると述べていたが、同月 29 日に行われた事情聴取において、同月 15 日の説明は虚偽であり、実際には本件工場内にあった異動した職員の私物であると述べ、その後も同様の発言をしていることが認められる。

この点、本件廃棄物が本件工場内にあった当該職員の私物であるとする請求人の主張を裏付ける客観的な事情は明らかとなっていないが、当該主張のとおり本件廃棄物が本件工場に保管されていたものであったとしても、子供のおもちゃ、棚及び園芸用竹竿が含まれる当該職員の私物である本件廃棄物について、当該職員の同意を得たとしながら、請求人の独自の判断により、当該職員に引き取らせることなく請求人が私用で運転する軽トラックを用いて業務時間外に投棄した事実を踏まえると、本件廃棄物が本件工場の業務で生じたものと認める余地はない。このことは、本件廃棄物が保管されていた場所を業務で使用する必要が生じたかどうかと関係するものではない。

また、請求人は、本件廃棄物が収集又は搬入をされたものではないことから、条例第 46 条第 1 項及び別表 1 の規定が適用される廃棄物ではないとも主張しているが、これは、同表の焼却手数料の取扱区分の「清掃工場に搬入された一般廃棄物を処分す

るとき」に該当し、焼却手数料の納付が必要であったとする処分庁の判断について、本件廃棄物が清掃工場に搬入されたものではないことから、これらの規定は適用されないと主張しているものと考えられる。

しかしながら、条例別表 1 の焼却手数料の取扱区分については、同表の清掃手数料との対比で、札幌市が処理する一般廃棄物について収集及び運搬を行ったものであるか否かでいずれの手数料に該当するかを区分するために規定されているものと解すべきであり、札幌市が収集及び運搬を行っておらず、本件工場において処分された本件工場の業務で生じたものと認める余地のない本件廃棄物については、同表の焼却手数料の取扱区分の処理に該当するものと認めるのが相当である。

以上により、本件廃棄物は家庭廃棄物であり、条例第 30 条第 1 項の規定に基づき札幌市が処理を行ったものと認められ、条例別表 1 焼却手数料の項第 1 号に該当することから、条例第 46 条第 1 項の規定に基づき、本件廃棄物を投棄した請求人には、焼却手数料を納付する義務が生じることが認められる。

そして、処分庁においては、本件廃棄物の重量が測定されていないことから、請求人の供述内容や本件廃棄物の運搬に使用された車両の最大積載量を基に本件廃棄物の重量を計算し、当該重量によって請求人が本来納付すべき焼却手数料を算定した上で、焼却手数料の徴収に係る秩序を維持し、不正行為を防止することを目的として、条例第 50 条の規定に基づき、〇円の過料を科す本件処分を行ったことが認められるところ、これらの処分庁の判断に不合理な点は認められず、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

したがって、要綱に定められた手順を経ることなく本件廃棄物を投棄した請求人の行為は、支払うべき焼却手数料を支払うことなく札幌市に一般廃棄物である本件廃棄物を処理させようとしたものと評価されるものであって、不正な手段によって条例第 46 条第 1 項及び別表 1 の規定に基づく焼却手数料の徴収を免れたものとして、条例第 50 条の規定に基づき過料を科すこととし、当該過料の額を〇円とする本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、清掃工場から排出される廃棄物の処理について指針やガイドラインを示すべきであると主張しているが、前記のとおり、本件廃棄物は本件工場の業務で生じたものと認める余地のない家庭廃棄物であることから、請求人の当該主張は失当であると言わざるを得ない。

また、請求人は、許可を受けずに廃棄物を排出者本人に代わって搬入することは法に違反するにもかかわらず、請求人に焼却手数料の納付義務があるとする判断は、法を犯すことを促していると主張しているが、法の違反と焼却手数料の納付義務については関連性を有するものではなく、法の違反があったとしても焼却手数料の徴収を詐欺その他不正の行為により免れた場合は過料処分の対象となるものである上、そもそも法が禁止しているのは「業として」行うことであり、許可を受けていない者が一般廃棄物を排出者本人に代わって搬入することが直ちに法に違反するものではなく、いずれにしても請求人の主張は失当である。

さらに、請求人は、これまで清掃工場内の様々な廃棄物は業務として処分されているのであり、また、過去に清掃工場職員が家庭ごみを清掃工場に持ち込んだ際には、当該職員に過料処分は科されておらず、本件処分は平等原則・公平原則に反していると主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件処分は、本件工場の業務で生じたものと認める余地のない本件廃棄物について、正式な手続を経ずにごみピット内に投棄し、焼却手数料の徴収を免れたことから行われたものであり、また、令和元年7月には、家庭廃棄物を職場に持ち込み不適切に処理する行為を行わないこと等が記された服務規律に関する文書が請求人に配布されていたにもかかわらず行われたことを踏まえると、焼却手数料の徴収に係る秩序を維持し、不正行為を防止することを目的とする本件処分が公平性を欠き、不相当なものであったとは認められない。

加えて、請求人は、処分庁ではない労務係が請求人に事情聴取を行うのは不当であり、また、本件工場によって行われた事情聴取も、虚偽の話をを用いている上、行政手続法にも則っていないものであると主張する。

しかしながら、本件処分の処分庁は札幌市長であるところ、労務係も札幌市長の補助機関である職員による内部組織であって、労務係が処分庁ではないとする請求人の主張は失当である上、本件処分を行うに当たっては、処分庁は、地方自治法第255条の3の規定に基づき、請求人に対し、本件処分を行おうとしている旨を告知するとともに、弁明の機会を与えており、弁明の機会の付与に当たっては、手続条例第28条各号に掲げる事項を通知しているなど、本件処分の手続において法令に違反する事実は認められず、本件工場における事情聴取において虚偽の話が用いられているものとも認められないことから、請求人の主張はいずれも失当である。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 岸 本 太 樹

委 員 林 賢 一

委 員 片 桐 由 喜